

発 監 第 27 号
令和 2 年 1 月 21 日

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 稲田 裕 司



琴浦町監査委員 桑本 始



財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

財政援助団体監査結果報告書

- 1 **監査の対象** 多機関の協働による包括的支援体制構築事業委託料
琴浦町社会福祉協議会補助金（センター職員管理事業、
センター管理運営事業、さわやか福祉基金事業、
ふれあいのまちづくり事業）
介護予防教室事業委託料
介護ボランティア事業委託料
（所管課：福祉あんしん課、すこやか健康課）
- 2 **監査実施日** 令和元年12月20日、23日の2日間
- 3 **監査の範囲** 主として平成30年度における上記補助金並びに委託料の出納
その他の事務

4 監査の方法

平成30年度及び令和元年度における琴浦町社会福祉協議会に対する補助金及び委託料に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、所管課から関係書類の提出を求め、監査当日は、所管課長等から説明を受けた後、監査対象団体に出向き、関係者から聴き取りを行った。

5 監査結果

平成30年度及び令和元年度（監査実施時点）の会計処理は法令等に従い、概ね適正に行われているものと認めた。

なお、今回の監査を踏まえ、以下の通り意見を付記するので留意されたい。

参考資料

- ①補助金交付実績
- ②平成30年度琴浦町社会福祉協議会決算書
- ③琴浦町社会福祉協議会 収支の推移

6 監査意見

○福祉あんしん課

（1）琴浦町社会福祉協議会（以下「社協」という。）との連携強化について

補助金確定にあたっては、提出された書類をもとに、チェックリストにより書面審査を実施しているが、補助金額も多額となっており、書面審査のみでなく現地に訪問し、事業の遂行状況と、適正な補助金支出となっているかを確認することが望ましい。

また、面談等を実施し地域福祉の現状や課題を共有することにより、問題解決や新たな施策の実施につなげていただきたい。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

「ことうらあんしん相談センター」を設置し、複合的な課題を抱える者等に対する総合的な相談支援を行い、平成30年度は66件、平成31年4月～令和元年11月で43件の相談件数がある。今後は引きこもりを中心に、介護・医療・困窮といった複合的な課題を抱えている家庭に対応するため、制度間の縦割りをなくし、医療・福祉領域を横断的に支援できる人材を育成する等、町の体制整備をされたい。また、就労支援・求職者支援・伴走型相談支援から居場所の提供等、社会とつながる仕組みづくりが必要であり、特にアウトリーチ（家庭訪問）については民生委員の協力を得ながら、町と社協が連携して実施されたい。

(3) 災害時のボランティア活動について

台風や大雪など気候変動によるものと思われる極端な気候や地震など、突発的な災害はどここの地域で起こってもおかしくない現状にある。

琴浦町においては地域防災計画が策定されているところであるが、被災者への援護活動は行政だけで対応できるものではなく、関係機関や住民の連携が重要である。中でも、社協が実施しているボランティア活動の推進は、被災者の受入れ等に重要な役割が期待される。行政の危機管理の一環として、社協の役割を認識し、災害時にも対応しうる人材育成に必要な支援について検討されたい。

○琴浦町社会福祉協議会

(1) 人事評価制度の導入について

平成28年7月7日付 発監第28号「財政援助団体監査結果報告書」において指摘した人事評価制度の導入について、現段階で実施されていない。業績評価による職員のモチベーションアップと自己研鑽による地域福祉事業推進能力向上を図るためにも、制度の導入を検討されたい。

(2) 中・長期ビジョンの策定及び今後の社協の方向性について

社協では、町地域福祉計画と合わせた「第2期地域福祉活動計画（平成29年度～令和3年度）」を、町民との福祉課題の共有化を図りながら策定し、PDCA サイクルにより計画を推進していくとしているが、自己評価として計画の実施が遅れているとのことである。

財政的に実現が難しい項目も出ている中、地域福祉環境の変化に対応した収支計画を含めた、現実的で中・長期的なビジョンとする必要がある。町担当課とともに計画の変更を検討されたい。

赤字決算が続く社協の経営体制には問題があり、財源も現状で推移すれば令和10年には基金が枯渇する。日常業務での対応は、職員または組織の力量によって大きく差がでる。理想図も完成図もない果てしない作業を、ないものねだりではなく、今あるもので常に最良を目指し、最善を尽くし続ける覚悟がいる。町民に負担をかける赤字経営は許されず、黒字部分を地域福祉向上のために必要な事業にあてる運営でなければならない。

(3) 業務見直しと効率化について

地域福祉事業に対して、町の人件費補助が行われている。福祉ニーズは多様で、社協としての責務を果たす取り組みは理解するが、事業継続が前提である。人件費に対する積立金の取り崩しによる経営の継続は、長期的には経営破綻につながり、町民の期待を裏切ることになる。

実施する地域福祉事業の在り方を再検討するとともに、作業の効率化や事務内容の見直し等、少ない職員でも成果が上がる業務改善について役職員一丸となって進めていただきたい。

(4) 施設管理について

社協の建物は、本来行政が建設し管理するものと考えているが、補助事業の関係上、社協の事業として建設された経緯がある。

琴浦町事業レビューによっても、町民からは社協以外が管理すべきとの意見もある。

また、今後も改修等で多額の費用が見込まれる中で、町民にとって有効な活用を検討する必要がある。

社協の建物活用について、複合施設への移行等、行政・地域との協議の中で方向性を決定されたい。

参考資料

①補助金交付実績

平成28年度	平成29年度	平成30年度
22,454,930 円	20,178,000 円	17,755,177 円